

## 令和4年度 あいち農業農村多面的機能等委員会 議事録メモ

開催日：令和4年8月4日（木）

場 所：愛知県自治センター 4階 大会議室

### 1 開会

あいさつ（略）

### 2 議事

#### （1）農業農村多面的機能支払事業について

- ・資料1 農業農村多面的機能支払事業 令和3年度の実績
- ・資料2 農業農村多面的機能支払事業 令和4年度の実施状況

#### （2）環境保全型農業直接支払交付金事業について

- ・資料3 環境保全型農業直接支払交付金 実施状況について

#### （3）優良活動表彰（「農地・水・環境のつどい」の開催）について

- ・資料4 令和4年度 農地・水・環境のつどい（案）

#### （4）環境保全型農業直接支払交付金中間年評価報告書について

- ・資料5 環境保全型農業直接支払交付金愛知県中間年評価報告書（案）

### 【（1）農業農村多面的機能支払事業について】資料1、資料2

（森本委員）

資料1の17ページで、地域資源の質的向上を図る共同活動のうち、農村環境保全活動の実施件数をグラフで示されていますが、このうち広域組織はどのように回答していますか。広域活動の特性が見えてくると、広域活動の方が行いやすい活動がどのような内容であるのかが見えてくるのではないかと思います。

（事務局）

現状では広域組織の回答状況について個別に整理はしていません。森本委員のおっしゃるとおり、広域組織の回答を抽出して整理することにより、広域活動組織の特性が見えてきて、活動組織の広域化を推進するための良い材料となる可能性があるため、今後は整理していきたいと思います。

（森本委員）

資料1の25ページの加算措置の適用状況について、協働力の深化と田んぼダムの活用組織が0件ということで、加算措置についても広報はされているかと思いますが、相談件数がどの程度あったのかを広報の効果として挙げても良いかと思いました。

**(西村委員長)**

田んぼダムの加算措置にあたっては、要件として田面積全体のうち5割以上において田んぼダムに取り組む必要がありますが、取り組んだ結果、要件を満たさなかったために活用組織が0件となっているのか、そもそも加算措置に取り組んでいないのか、どちらでしょうか。

**(事務局)**

加算措置として田んぼダムに取り組んでいる活動組織がないため、活用組織が0件となっています。加算措置を適用したものの、結果として加算条件を満たすことができなかった場合、補助金返還をする必要があるため、加算条件の適用にあたっては、市町村と調整をしながら加算措置を適用するかどうかを判断していると聞いております。

**(小酒井委員)**

多面的機能支払事業の目的として、多面的機能の維持向上はもちろんのこと、担い手農家への農地集積を後押しすることもあるかと思いますが、多面事業において担い手農家への支援は何かしているのでしょうか。

**(事務局)**

多面事業として直接的に担い手農家への支援はしていませんが、多面事業により多面的機能の維持向上が図られることにより、担い手農家への負担が軽減され、担い手農家の規模拡大や営農意欲の向上につながることを期待しております。

**(長谷川委員)**

資料1の16ページについて、活動の取り組み例としてグリーンベルトや植栽活動が挙げられていますが、どのような植栽をされているのか教えてください。

**(事務局)**

レンゲ、ひまわり、外来種のコスモスを植えている事例は聞いています。また、今回出席している県事務所を通じて、活動組織に対して適切な植栽をするよう周知を進めているところです。

**(長谷川委員)**

資料1の19ページについて、生態系保全の実施件数のうち、「その他生態保全活動」として26件挙がっていますが、具体的にどのような活動をしているのですか。

**(事務局)**

例えば、水田を活用した生息環境の提供として、遊休農地の水田をビオトープとして位置づけ、小学校と連携して生き物調査や水質調査を実施しています。また、生物多様性に配慮した石積・多孔コンクリート水路等の設置が挙げられます。

**(長谷川委員)**

資料1の24ページについて、今後宅地化が進んでいくと、田んぼダムの取組は今後より一層強化していかなければいけないと思いますが、そこに対してタイムリーに追いついているのでしょうか。

**(事務局)**

近年の雨は、河川部局のみでの対応が難しいということで、流域治水という考え方により田んぼダムの取組を進めているところですが、愛知県では水稲だけでなく小麦や大豆などの様々な作物を栽培していることもあり、田んぼダムの取組がなかなか進んでおりません。そのような中で、今年愛知県農業総合試験場に依頼をしまして、県内で田んぼダムの実証実験ができないかどうかを検討していますので、これから愛知県での取組事例をつくりながら、愛知県としても田んぼダムに取り組んでいきたいと考えております。

**(長谷川委員)**

遊休農地の場所を田んぼダムとして取り組むことはありでしょうか。

**(事務局)**

ありだと思います。

**(西村委員長)**

資料2の2ページについて、令和3年度からの変更点で、広報活動の強化として農的関係人口の拡大のための活動も交付金の対象となることが挙げられていますが、愛知県としてどのように農的関係人口を拡大していく考えなのか教えてください。

**(事務局)**

農的関係人口の拡大として、国には様々な事業メニューがあります。しかし、愛知県としては農的関係人口の拡大のための十分な支援はできていないと思います。ただ、徐々に取組事例が挙がってきて、人を呼び込めるような仕組みができてくると、農的関係人口の拡大も活発になると考えます。

**(西村委員長)**

農村地域に対しては様々な支援がありますが、目指すところは農村地域の活性化だと思っています。その中で、多面事業としては広報活動に力を入れるということで、様々な方を巻き込んで農村地域が発展していくことを望んでおります。

**(市橋委員)**

農的関係人口の拡大に関連して、今話題となっているSDGsとも絡めて、企業が多面的機能の活動に参加していくようなことも考えているのでしょうか。

**(事務局)**

体験農業などの取組を行っている企業もありますので、そういった企業を多面事業の活動に呼び込むことで農的関係人口の拡大につながるため、市町村や他部局とも相談しながら進めていきたいと思っています。

**(市橋委員)**

おそらく企業としては補助金が欲しいというよりは、企業としてSDGsの取組をしていることを対外的にアピールしたい方の思いが強いのではないかと感じているので、企業に対して良い働きかけができれば良いと思います。

## 【（２）環境保全型農業直接支払交付金事業について】資料３

（西村委員長）

支援対象となる取組で、慣行レベルから化学肥料、化学合成農薬を半減する、とありますが、慣行レベルの基準年はいつごろのものでしょうか。といたしますのは、化学合成農薬といっても、最近ではネオニコチノイド系など効きめの高い薬剤が主流となっており、回数を減らせません。効果の高い農薬が出る以前の基準であるとする、減らせてしまう、その辺りはどのように考えられていますか。

（事務局）

愛知県で慣行レベルを定めていますが、設定した年度等については今お答えできないので、確認して後日回答します。

（事務局）※後日回答

地域の慣行レベルは平成 25 年 3 月に策定されています。平成 25 年の時点ではネオニコチノイド系等の効果の高い農薬も一般的に使用されており、使用回数の考え方にも反映されています。

（西村委員長）

みどりのチェックシートが新設される、ということですが、今まではGAPに取り組むことが必要でしたが、今後はGAP（認証）をしなくてもこれを行っていただければ事業に乗っていただける、ということでしょうか。

（事務局）

みどりのチェックシートは中身としてはGAPそのものです。内容としては昨年度よりも取り組みやすい形になっています。認証を求められているものではありません。

（西村委員長）

GAP認証はしないとなると、自己点検ということでしょうか。そうすると信憑性の点で疑問がもたれますが、いかがでしょうか。

（事務局）

本年度は初年度ということで、各県にGAP指導員に位置づけられた普及指導員が抽出検査をして実施状況の確認を行います。GAP取組と環境直払の取組を併せて進めていく形になっています。

（西村委員長）

GAPの取組はハードルが高いように思いますので、取組を広めるという点で、3年間の試行というのは良いかもしれませんね。

（長谷川委員）

ネオニコチノイドについてですが、日本ではまだ規制されていないので法律上問題はないのですが、使用によって農業だけでなく自然界へのダメージが認められている中で、

愛知県として使用に対する姿勢はどのように考えられていますか。

(事務局)

ネオニコチノイド系農薬については、様々な報道等がなされていることは承知しています。例えば県独自で試験研究成果があるとか、県独特の地形や気候等特別な何かがあるということであればですが、そういったことがない中では、県としては国の方針を踏まえて動いているという現状です。

(長谷川委員)

取組の内容によって地球温暖化と生物多様性が別々に考えられているのはもう今の時代は違うのではないかと思います。両輪でやっていかなければならないものをばらばらにやるのでこのような状態になっていて、これを指導を含めて、イコールに是非していただきたいと思います。例えばリビングマルチであれば、間に植える植物を日本在来のものにすれば生物多様性も高まるし、同時に気候変動にも対応できます。草生栽培であれば、下に植えるものが昔からの野草であれば両方が兼ねられます。

これはあくまで国の制度なので、固有性というものは求めていないと思いますが、愛知県は固有性が多いエリアなので、こういったことをしていただけると地球温暖化防止をしながら生物多様性を高めていけると思いますので、質問と意見です。

(事務局)

国から在来種でカバークロープや草生栽培を行うよう指定があるわけではないのですが、指導する側としておっしゃられたようなことを理解して現場対応に当たることが大切だと感じましたので、そのような視点をもって対応していきたいと思います。

(長谷川委員)

新城設楽の取組が1件しかないのですが、棚田も多く中山間地支払の取組が多い地域で環境直払が少ないのは、両方行うことができないということでしょうか。

(事務局)

中山間直払と両方申請することはできます。同じ取組について重複の申請ができないことと、中山間と環境直払でそれぞれに申請する必要があり事務手続きが煩雑であることが、申請が増えない一因として考えられます。

(長谷川委員)

作物別・地域別でみると西三河のお茶、世界的に有名なところで取組がないので、ぜひこういったところに取組の働きかけをしていただきたいと思います。西尾の抹茶は以前にG Iも取得し、有機の抹茶も行っているのですが、ぜひそういったところから取り組んで、見本になっていってもらいたいと要望も込めてなぜ取組がないのか質問です。

(事務局)

西尾の茶で取組がない理由までは確認できていませんが、西三河普及課の西尾駐在室と協力しながら、必要な情報を提供するなどしていきたいと思います。

(森本委員)

気になる点として、収量が減少すると思いますが、収量についてのデータは取ったことはあるのでしょうか。また、パンフレットの中で、堆肥については「炭素貯留効果が高い」と具体的な効果について記載がありますが、その他の取組については具体的な記載がありません。農業者に向けて、それぞれの取組の効果について具体的に説明をしているのでしょうか。

(事務局)

収量についてのデータは取っていませんが、化学肥料や化学農薬の代わりに有機質肥料や有機JASでも使用できる剤を使用するなど工夫をされており、取組を行うことにより単純に収量が減る、ということではないと考えられます。取組の効果については、理解した上で行ってもらえるよう、現場で説明されていることと思います。

(森本委員)

収量は農家が気になる点ですので、もし県が、このような取組をした場合、収量がどうなるかを示すと、取組がもっと広がっていくのではないかと思います。

(市橋委員)

販売する立場としては、価値がでるのは有機農産物の認証の有るものであり、まだまだ有機の市場は一部で、品質が慣行より劣ることもあるので、なかなか難しいこともあるが、直払は生産者をフォローする仕組みだと感じました。

SDGs に関して有機農産物を扱いたい企業もあるので、少しずつ増えていくと思います。が、消費者が理解して有機農産物を買うことが重要ですので、生産者のフォローと併せて消費者の理解促進も行っていくとよいと思います。

### 【(3) 優良活動表彰(「農地・水・環境のつどい」の開催)について】資料4

・農地・水・環境のつどいの開催について

### 【(4) 環境保全型農業直接支払交付金中間年評価報告書について】資料5

(長谷川委員)

生物多様性効果の解説について、有機の取組で生物多様性が高いのは当たり前で、こうした実験をされたことは良いことではありますけれども、もう少し書きぶりを考えてはどうかと思います。例えば、有機農業は当然、生態系が複雑になりますので、指標種だけでは差が明確にならないのであれば、指標種以外の種により有機の方が生物の複雑性が明らかになったとか。指標種動物が本当に有機と慣行農業との違いが分かるような指標種となっているのかが一番の問題で、強いものがあがっているなら有機と慣行の違いがないのは当たり前なので、少しもったいない書きぶりになっています。もう少し「生物多様性がこういったところが高い」といったようにしたほうが、よりやったことの意義が出てくるのではないのでしょうか。

その結果として、面的なまとまりがある方が生物多様性が高いのは当たり前ですが、では、面的なまとまりのないところでは、何が影響して生物多様性が低かったのかを明らかにしていただいて。例えば、水の流れがつながっていて上流で農薬をかなり使っていたから下流部にも影響があったのか、農薬散布が風に乗ってやってきてちょうど時期が悪かったのか、それなら農薬散布の時期を少しずらしてもらうだけで、ほんのちょっとしたことで、より生物が助かる命が増えることにつながりますので、そういったことを洗い出してもらった方が、報告書としては取り組むべきことが明確になってくるのではないかと思います。

また、市橋委員も発言されておられましたが、「Ⅲ環境保全効果等の効果」の「3その他の効果」のところでは、愛知県でも有機農産物のエンドユーザーはずいぶん増えてきています。大手小売店でもレストランでも有機の取り扱いが増えていきます。愛知県の消費者、お店がどのくらい増えたかすぐには記載できないかもしれませんが、そこをきちんと記載した方が、農家もやる気が出てきますし、取組の効果もより明確になると考えます。日本人の特性として、周りが取り組んでいることがわかると「自分も有機をやってみよう」という気になり、こういうところから取組みが加速していけると思います。要望も込めて発言させていただきました。

**(市橋委員)**

炭酸ガスの削減効果が数字で出てきていますが、二酸化炭素の排出量の売買に活用されていくのでしょうか。規模が小さすぎるのでしょうか。

**(事務局)**

経産省を中心として(民間)団体が主となって二酸化炭素排出量の取引が始まっています。まず対象となる技術を登録しますが、農業分野では今年度初めての技術が登録されたと承知しています。農業分野においては、まだまだ始まったばかりなのでまずは注視していきましますし、農業者のためにも消費者のためにもなることであれば進めていきたいと考えています。

**(西村委員)**

環境保全の取組の中で、たい肥の施用は環境に対するインパクトはたいへん大きいものがあります。報告書にもありますように、生物多様性に与える影響もあるでしょうけれども、一方で重金属の蓄積や、熟成化させていない堆肥の施用等により、窒素の流亡といったことも起こりえます。ですので、単眼的な視野ではなく、複合的な見地からいろいろ分析されて、メリット・デメリットを総合的にとらえられるとよいと思います。他の委員さんの意見の中にも同様の御指摘があったかと思います。今後の取組に期待してまいりますのでよろしくをお願いします。